平成２２年（フ）第２８４０号
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津203号
債務者　荒川　洋治
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４１号
大阪市東成区玉津２丁目５番14号　パシフィック玉津203号
債務者　荒川　鈴子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２１号
大阪府摂津市東別府１丁目４番24号
債務者　清水　政憲
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７７号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目21番10―105号
債務者　岸本　昌幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０５号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑86番地４
債務者　古屋敷道広
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字辻22番地１
雇用促進住宅２―108
債務者　義本　浩貴
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
和歌山県田辺市鮎川1461番地の１
債務者　古里　幸重
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３４号
和歌山県田辺市下三栖958番地の２
債務者　古里　裕志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第８３号
山口県宇部市床波１丁目４番29号
債務者　荒谷恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８６号
山口県宇部市松山町１丁目３番20―406号
債務者　稲田　禮子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第９０７１号
東京都中央区日本橋室町１丁目13番５号
破産者　株式会社武田製作所
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３１号
山梨県南都留郡山中湖村山中1413番地
破産者　羽田　明春
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２０年（フ）第３２号
山梨県南都留郡山中湖村山中1212番地の193
破産者　株式会社羽田木材
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２０年（フ）第１００７号
兵庫県明石市藤江中谷町888番地
破産者　明研化学工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１号
神戸市灘区水道筋２丁目16番地３
破産者　本田不動産株式会社
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４１３号
福島県郡山市田村町金屋字漆保30番地１
破産者　有限会社柳沼工務店
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
神奈川県平塚市北金目875番地５
破産者　栗田興業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４７号
香川県高松市元山町423番地の１
破産者　三陽家具株式会社
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９６号
仙台市青葉区二日町17番22―503号
破産者　星　　幸
1　破産債権の届出期間　平成22年６月15日まで
2　一般調査期日　平成22年６月30日午後４時
平成22年５月19日
仙台地方裁判所第４民事部破産係